

# 自転車損害賠償保険等加入費用の一部を補助します



福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、令和4年4月1日から自転車利用者は自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。新地町では、自転車乗車時の保険加入を推進するため、自転車損害保険等の加入に対し補助を行います。

## 対象者

町内在住の小学生、中学生、高校生の保護者

## 対象経費

自転車事故により相手方にけが等をさせた場合に1億円以上の賠償責任補償がある保険等で、保険適用期間が申請年度内の期間を含むもの

※自転車保険以外で、自転車での交通事故による損害を賠償できるものは対象

※PTA保険及びクレジットカード付帯保険は対象外

## 補助金額

児童生徒1人につき1,000円(対象経費が1,000円未満の場合はその実費額)

※同一世帯に複数の児童生徒がいる場合は、次のとおりとします。

①保険対象が個別の場合、1人につき1,000円

②保険対象が家族の場合、1世帯につき1,000円

③複数の保険を世帯で加入の場合、保険契約につき1,000円

## 申請の流れと必要な添付書類

(1)補助金申請書に必要な事項を記載し下記の書類と一緒に役場町民生活課生活環境係へ提出してください。

①自転車損害賠償責任保険等の加入証書等の写し

②振込先金融機関の通帳等の写し

③本人確認できるものの写し



(2)申請書類の審査後、交付決定通知発送。その後、補助金が振り込まれます。

## 申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで



## 【問い合わせ先】

新地町 町民生活課 生活環境係

電話:0244-62-2116

## 自転車損害賠償保険に加入をお願いします

### ●自転車は車両です。事故のリスクがあります。

自転車は気軽で便利な乗り物ですが、自分がけがをするだけでなく、歩行者にけがをさせたり、死車利用者は自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。新地町では、自転車乗車時の保険加入を推進するため、自転車損害保険等の加入に対し補助を行います。

もし、重大な自転車事故を起こすと、14歳以上であれば

- ① 重過失致死傷罪、道路交通法違反などの刑事処分が科せられる『刑事上の責任』
- ② 損害賠償という『民事上の責任』
- ③ 被害者を見舞い誠実に対応する『道義上の責任』

などが問われます。

※14歳未満であっても、相手をけがさせてしまったり、物を壊してしまった場合は、損害賠償責任を負うことになります。



### ●自転車事故の高額損害賠償の事例

**事例 賠償額9,521万円** (神戸地裁 平成25年7月判決)

夜間、坂道を下ってきた帰宅途中の男子小学生の運転する自転車が、歩行中の62歳の女性と衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、保護者の母親に賠償命令。

### 自転車保険に加入しているかをチェック！！

確認いただく保険・共済契約	確認いただきたいこと
TSマーク付付帯保険	緑色、赤色TSマークが貼られているか確認してください。
①自転車保険	①～⑥の保険・共済に加入しているか確認してください。
②自動車保険(特約)	これらの保険・共済に「個人賠償責任保険」が契約(付帯)されているか確認してください。
③火災保険(特約)	※日常賠償責任保険、賠償責任共済といった名称も同様な保険です。
④傷害保険(特約)	※1億円以上の賠償責任補償があるか確認してください。
⑤会社等の団体保険	
⑥共済	